

通関業の許可の消滅について

通関業法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年5月15日

神戸税関長 馬場 義郎

記

1. 通関業者の名称及び住所
丸住ライン株式会社
愛媛県四国中央市川之江町大江 348 番地 8
2. 通関営業所の名称及び所在地
本社営業所
愛媛県四国中央市川之江町大江 348 番地 8
3. 消滅年月日
令和7年5月15日
4. 消滅理由
通関業の廃止